

会 議 録

内容承認	公開・ 非公開	＜開催日＞令和元年 9 月 19 日（木）		＜傍聴人数＞ 3 名					
久保会長		＜時 間＞9:55～11:45		＜傍聴室＞					
浦嶋副会長 松山委員		＜場 所＞ 市役所新館 4 階 第 1 委員会室		市役所新館 4 階 第 1 委員会室					
	公開								
＜名称＞ 第 7 回岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会									
＜出席者＞ ◇岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会委員 （○出席、■欠席）									
井上	今西	浦嶋	城戸	久保	中牟田	野内	藤原(修)	藤原(亨)	松山
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
◇関係者 花田中学校長会代表、篠本小学校長会代表、寺田幼稚園長会代表									
◇事務局 樋口教育長、藤浪教育総務部長、谷学校教育部長、高井総務課長、 井出学校給食課長、山本学校管理課長、倉垣学校教育課長、 松本総務課参事、井上総務課参事、金永総務課主査									
＜議題等＞ 1 開会 2 議題 （1）事務局からの報告について （2）答申（案）について （3）その他									
＜概要＞ ■開会 事務局から本審議会成立の旨報告 ■議題（1）事務局から説明、質疑 ■議題（2）事務局から説明、質疑及び審議 ■議題（3）事務局から次回開催スケジュール等の説明									

【久保会長】

まず本会議の署名委員として松山委員を指名いたします。松山委員よろしく願います。本日が第7回目の審議会となります。本日は答申の案文を確認していきたいと思います。最終の大事な段階に入りますので、どうぞ皆さま忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）事務局からの報告についてお願いします。

【金永総務課主査】

【資料①】、【当日配布資料】について説明

【井上委員】

【当日配布資料】について確認したいことが2点あります。まずひとつは、東葛城小学校に関する質問の回答で、学年担任として配置しているという表現がありますが、これは学級担任という理解でよろしいのでしょうか。2点目は、2の質問に関して、議会での適正規模・適正配置の質問や議論の状況について、その概要をお示しいただけたらと思います。

【高井総務課長】

まず1点目については、ご指摘のとおり、担任外の教諭を学級担任として配置しております。2点目の議会での質問等について、まず当審議会の設置に際し、平成30年第2回定例会において、審議会の委員構成、審議内容、答申までのスケジュール等について説明させていただきました。その後の定例会においては、審議会での審議事項や教育委員会としての今後の進め方についてご質問いただいております。審議会での審議事項については、個別の地域や学校に係る議論ではなく、市全体の子どもたちのより良い教育環境の視点から適正な規模や配置について議論をお願いしている旨、また教育委員会の今後の進め方については、審議会からの答申を踏まえ市としての基本方針を策定後、地域の皆さんとより良い教育環境についての考え方を共有しながら議論を進めていきたい旨の説明をさせていただいております。

【久保会長】

議題（1）について他にご意見等がなければ、議題（2）答申（案）に移りたいと思います。この答申（案）はこれまで6回の議論を踏まえ、合意された内容を骨子とし、私と浦嶋副会長、事務局で協議しながら作成しました。これを今回と、次回の審議会の皆様からのご意見を頂き、答申としてまとめていきたいと思います。まずは事務局から説明をお願いします。

【金永総務課主査】

【資料②】について説明。

【久保会長】

ただいま説明がありました答申（案）の第 5 章から第 7 章については、前回の議論を踏まえ、修正した点を黄色で網掛け表記しています。また網掛けはないですが、11 ページ例②のかっこ書き、（校名変更の可能性はあり）という表現を追加しております。

それではここからは、慎重に議論を進めていくといううえで、「はじめに」から各章順番に確認していきたいと思います。では 1 ページの「はじめに」についてはいかがでしょうか。

特にないようですのでこの部分については合意できたということでまいりたいと思います。もし後でお気づきの点が出てきましたらおっしゃっていただいても構いません。それでは次に「第 1 章適正規模・適正配置を検討する際の基本的な考え方」についてはいかがでしょうか。

【藤原修身委員】

1 章に記載されている内容は、当審議会の議論の中で決定された事項でしょうか。それともあらかじめ、教育委員会から指定された事項だったのでしょうか。

【久保会長】

これは諮問を受けた際に当初から事務局より示されていた事項ですが、当審議会においても特段の異論がありませんでしたので、合意頂いている考え方だと理解しています。

それとこの章で 1 点、私からで恐縮ですが、(2) の 4 行目、「今回取りまとめた適正規模の定義も～」の「定義」という表現について少し引っ掛かります。というのも、その後の 7 ページの 2 行目では、「なお、「適正規模」とは標準的な目安であり～」というように、「目安」という表現を用いています。当審議会でも「適正規模」という表現は、この規模が正しいということではないことを確認してきましたので、「定義」よりも「目安」が適切ではないかと考えますがいかがでしょうか。よろしければ、第 1 章の (2) の 4 行目は「目安」という表現に修正いたします。

【中牟田委員】

(2) の 3 行目、「学級編制標準～」の「編制」の字は、これで正しいのでしょうか。

【久保会長】

法令上は「制度」の「制」の字を用います。通常は「成」という字を用いることが一般的ですが、法令では「制」の字を用いていますので、このままのほうが適切であると思います。他はよろしいでしょうか。続いて「第2章市立小中学校の現状と学校規模」についてはいかがでしょうか。

【井上委員】

2ページの(2)学校規模の推移の①小学校の推移の4行目、「複式学級が生じる学校も想定されます」とありますが、東葛城小学校ではすでに複式学級の取り扱いになっていると先ほど伺いました。よって、「想定される」という表現に違和感がありますがいかがでしょうか。

【久保会長】

私は東葛城小学校以外に生じることが想定されると解釈したのですがどうでしょうか。

【藤原修身委員】

先ほどの「当日配布資料」の説明では、現状の東葛城小学校の児童数を見ると複式学級にしないといけない人数だが、運用上複式学級を回避しているという事でした。その場合どちらの考え方がとられるのかという事だと思います。

【久保会長】

承知いたしました。この部分の表現についてはもう少し検討し、次回までにお示しさせていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。

それでは次に「第3章学校規模・配置適正化に関するアンケート調査結果」にまいりたいと思います。いかがでしょうか。この部分はアンケートの調査結果を取りまとめたということですので特に問題はないかと思います。それでは6ページからの「第4章小・中学校の適正な学校規模の基本的な考え方」についていかがでしょうか。

【井上委員】

8ページの上から3行については、学級規模についての記載ではありますが、私も適正な学校規模を考えるにあたり、学級規模の考え方も大事であると理解しています。そこで少人数学級編制については国や府へ要望するだけではなく、市の主体性もある程度書き込んではどうかと思います。予算等の都合で首長部局との調整が必要な部分もありますが、要望だけではなくもう少し踏み込んだ書き方も必要ではな

いかと思います。

【久保会長】

今のご提案は、8ページの上から3行目に「35人学級編制の実施を国や府へ要望する必要があると考えます」とありますが、市独自の努力も答申に書くべきではないという提案でよろしいでしょうか。

【井上委員】

「努めていく」といった態度の表明も必要ではないかという意味です。

【久保会長】

多くの自治体で取り入れている独自の少人数学級編制は、好ましい事だと思いつながら、一方で、臨時的任用、いわゆる常勤講師の方に学級担任をお願いすることになるので、非常に歪みが生じる可能性があります。また、採用試験をパスしていない先生方が学級担任をするということは、保護者にとってもどうなのかといった複雑な問題もあるので、自治体独自に少人数学級編制を実施することは、個人的には積極的に考えておりません。しかしながら井上委員の趣旨としては理解できました。

【今西委員】

どういう形で少人数化を進めするかといったところで、例えば支援学級の児童生徒は通常学級の人数としてカウントされませんので、それで40人を超えているケースは市独自で面倒を見るといった、何か具体例を挙げて記載することはできないかと考えます。

【久保会長】

そのような具体例も含めて、市独自の努力もお願いしたいという答申もあり得ますね。

【藤原修身委員】

我々の答申自身が市への提言ということですよ。市独自の措置の依頼ということになると、答申という意味合いから少し外れるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

【久保会長】

市としての努力も求めていくという内容ですので、特に問題はないかと思います。

す。他にございませんでしょうか。

それでは8ページの上から 3 行目の表現については私と浦嶋副会長で改めて協議のうえ、次回までにお示しさせていただきたいと思います。それでは次に「第5章適正配置の具体的方策と留意点」に移ります。ご意見ございますか。

【藤原修身委員】

11 ページの小中一貫校について、現状小学校に併設されている幼稚園の取り扱いはどうなるのでしょうか。

【久保会長】

当審議会では、幼稚園については答申に盛り込まないとなっていますので記載はありませんが、全国的にもそうですし岸和田の特色としても幼稚園と小学校が併設しているというケースが多くあります。今後小中一貫の具体的な議論になった際に幼稚園の取り扱いをどうするのかといったことが併せて出てくるかと思いますが、当審議会ではその議論には触れないということでご理解を頂きたいと思います。

これは意見ではなく補足になりますが、12 ページの②通学距離・時間の配慮については随分時間をかけて議論しました。今回追加で記載している黄色の網掛け部分、国の現行法令であります。小学校4km、中学校6kmが現在の国の適正な基準となっております。ただこの法令がいつ作られたのかということを表すうえで、かっこ書きで、（昭和33年6月公布）と記載しています。この当時の基準が今でも用いられているということをご理解いただけたらと思います。

他はよろしいでしょうか。それでは、「第6章適正規模・適正配置の基本手順」についてはいかがでしょうか。

【藤原修身委員】

適正化までの手順の中で記載されている「通学区改正審議会」について、委員の構成はどういったものになるのでしょうか。

【高井総務課長】

「通学区改正審議会」の委員構成については、学識経験を有する方、通学区改正の対象となる校区のPTAの代表者、同じく改正の対象となる町会の関係者、学校関係者となります。

【今西委員】

5章に戻ってしまうのですが、11 ページの小中一貫校について、特に施設一体型の小中一貫校については様々なデメリットもあると伺っています。授業時間の違

いやチャイムの取り扱いなど、様々な課題もある中で、そのような面を十分に汲みつくした中で論議に入っているのかどうかということに疑問を感じますし、少し拙速ではないかと思います。そのあたりの課題をもう少し注意書き等で書き込む必要もあるのではと思います。

【久保会長】

今のご意見については、私ももう少し課題について書き込んでよいのではと思う部分もありますが、実際に校長先生方が本日もいらっしゃいますので、小中一貫について、現場はどのようなお考えか、ご自身のご経験から結構ですので参考にお伺いしたいと思います。

【花田中学校長会代表】

メリット、デメリットどちらもあると思います。メリットで言いますと、中学校の3学年に小学校の6学年が加わり9学年になると、これ以上の情操教育はないと思います。自分より下の学年の子に対する思いやりを育むというメリットは十分に感じられます。ただ上の学年の子の行動に問題があると、下の学年の子どもたちはそれを見て育つという部分もあるので、それが心配な部分というのもあります。

【篠本小学校長会代表】

花田校長がおっしゃられたように、情操教育という面においては様々なメリットがあると思います。ただリーダー性が発揮しにくいといった不安はあると思います。

【寺田幼稚園長会代表】

前任校である、幼小施設一体型の学校運営の経験を踏まえて申し上げますと、上の学年の子どもたちにとっては、自己肯定感の育みなど、様々なメリットがあると思います。遊びの部分については小学校と幼稚園、小学校と中学校で差異があるかと思いますが、下の学年の子どもたちも一緒に遊んでいるという意識をもち、上の学年の子どもたちが配慮をすると、休み時間等異年齢の子どもたちが一緒に遊んでいる姿は好ましいのではないかと思います。チャイムの問題については、子どもたちが時計を見ながら時間を把握し対応しているという事例も聞いています。デメリットもあると言われていますが、メリットも同等にあるのではと考えます。

【久保会長】

教職員の負担という観点からはいかがでしょうか。参考になるご意見がありましたらお願いします。

【花田中学校長会代表】

他県の義務教育学校を訪問した話を申し上げますと、新たなことを始める時の教職員の負担、特に初年度から向こう3年程度はかなり大きいということでもあります。ただ学校運営が波に乗ってくるとメリットがたくさん見えてくるということはあると思います。

【篠本小学校長会代表】

例えば中高の一貫校であれば、どちらも教科担任なのである程度スムーズな移行がイメージできますが、小中であると、学級担任と教科担任であるため大きくシステムが変わってくるので、最初の1年、2年はかなりの努力が必要ではないかと思っています。

【寺田幼稚園長会代表】

現在岸和田では、どの小中学校でも学力向上担当者会を中学校区単位で行っています。その中で合同研修会や互いの授業を見学することで、小学校と中学校の先生がお互いの意見を深めたり、授業力の向上が期待できるのではないかと考えます。

【浦嶋副会長】

今のご指摘やご意見は全くその通りだと思います。私も小中一貫校や義務教育学校にいくつか関わりましたが、11 ページの上に記載されている、学校運営のあり方が大きく変わるというところに意義があります。45 分と 50 分といった授業時間の違いの対応策について議論すること自体に意義があると思います。小中学校の適正規模を考えないといけない時期と、この時代に求められる力をどのようにして育てていくかといった、新たな学習指導要領が本格的に始まる時期とタイミングが合っているので、小中一貫の形態に関わらず、これからの教育のあり方と、適正規模の考え方とをリンクして考えることが重要ではないかと思っています。一貫教育の内容や課題等については当審議会以外で議論されているとお伺いしています。答申の中で心配なことを書けば、できるだけフラットに書く必要から、プラスの事も書かないといけないということでどんどん膨らんでしまうので、他の委員のご意見も踏まえつつ、フラットに、事務的に言及しておく程度でよいのではないかと思います。

【野内委員】

小中一貫校にした場合、体育館や運動場は2つできるのでしょうか。

【久保会長】

作れないことはないでしょうが、基本的には 1 つだと思います。

【浦嶋副会長】

小中一貫校の新校を整備する場合は、プールの高さが調整できるような仕様にするといい工夫もできますし、既存の小学校と中学校が離れた場所にある分離型であっても、教育の中身を一緒にするといった一貫校もあります。市によって形態は様々ですので、これまでに岸和田が培ってきた教育の特徴に合わせて、子どもたちにより良い環境を作っていけばよいのではと思います。

【久保会長】

ありがとうございました。今西委員や校長先生方のご意見、浦嶋副会長からのご意見を踏まえて、11 ページの上段部分の内容についてはもう少し検討したうえで、次回までにお示しさせていただきたいと思います。他いかがでしょうか。

【井上委員】

第 6 章の基本手順について、当審議会是个別の地域についてや、適正化の順番までは議論しないということで理解しています。そのうえで、当審議会の答申後に市の基本方針を策定するとのことですが、具体的な進め方はどのようにするのか事務局にお伺いしたいと思います。

【高井総務課長】

当審議会からの答申内容を踏まえて、市としての基本方針を年度末までに策定する予定です。その基本方針に示された適正化の検討が必要な地域・校区に対しては、来年 4 月以降に地域の皆さんとともに子どもの教育環境の視点から協議を進めていきたいと考えています。

【井上委員】

地域に入る前の段階で、どこを対象にするといったことを予め決める必要があると思います。その決定の時期について確認したいと思います。

【藤浪総務部長】

先ほど総務課長からの説明にもありましたように、当審議会からの答申を尊重し、市の基本方針を策定してまいりたいと考えています。答申及び基本方針の中で学校規模の適正化の検討が必要な範囲が示されますと、必然的にその対象となる地域が明確になると考えています。よってその地域については早急に、まずは現状や

課題の説明などから入らせていただきたいと考えています。

【井上委員】

では一つの地域だけではなく、複数の地域が対象になる場合もあるということですね。

【藤浪総務部長】

はい。

【井上委員】

わかりました。

【久保会長】

藤浪部長がおっしゃったことを具体的に挙げると答申（案）の８ページ、「学校規模の適正化を検討する範囲」の部分です。ここは当審議会においても時間をかけて議論いたしました。我々が示すこの目安が、パブリックコメントを受けて市の方針としても定めていくということになれば、この基準に基づき地域に対して説明、検討を行っていくという事であります。

【藤原修身委員】

「学校規模の適正化を検討する範囲」に該当する地域においては、６章（１）に記載がある、保護者、地域等の意見の把握や意見調整に入るという理解でよろしいのでしょうか。

【高井総務課長】

はい。保護者、地域の皆さんの意見をお聞きしながら協議を進めていきたいと考えています。

【藤原修身委員】

来年度からという認識でよろしいのでしょうか。

【高井総務課長】

基本方針の策定が年度末をめぐりと考えていますので、地域への説明は来年度からと考えています。

【久保会長】

他になれば、第 6 章についてはご確認いただいたということで、「第 7 章今後の教育のあり方を踏まえた教育環境の整備」に入りたいと思います。

私の方から 1 点、(3) きめ細やかな教育指導の充実に向けての項目について、第 4 章 8 ページ上段に記載されている「主体的・対話的で深い学び」ということが重要になってくると思います。よって、例えば 1 行目の「一人ひとりに応じた学習を大切にし～」の箇所に「主体的・対話的で深い学び」という表現を挿入できればと考えますがいかがでしょうか。特にご異論なければそのように修正させていただきたいと思います。

【井上委員】

先ほどの 4 章の議論と関連し、少人数学級編制の実施について、市の努力もお願いすることにはこの部分ではこだわりませんが、4 章の表現を変更するということであれば、それに合わせてこちらの表現も変更する必要があると思いますがいかがでしょうか。

【久保会長】

4 章 8 ページ上段の表現と連動してこちらの部分も変更しておく必要があるということですね

【城戸委員】

(3) では国や府へ要望する必要があると考えますという表現になっていますが、「考える」ということは現在はまだ要望していないということでしょうか。

【久保会長】

岸和田市として要望は以前から既に行っていると認識しています。今後もさらにという趣旨であります。よって従前から岸和田市としては現状の学級編制標準・基準でよいとは考えていないという事であります。他はよろしいでしょうか。他になれば、若干の修正箇所はありますが概ね 7 章については合意頂いたということで次に移りたいと思います。最後の「おわりに」についてご意見等はございますか。当審議会で私が述べました子どもの意見を十分に聞く重要性についても、「おわりに」の部分で記載しております。

【藤原修身委員】

一点要望になりますが、「おわりに」の真ん中あたりに、「保護者、地域住民に丁寧な説明を行い～」とありますが、町会の立場からすると、町会長は地域の代表で

あり、地域の方々からいろんな質問を受けなければならない為、地域住民へ説明する前に連合町会等へ事前に説明をお願いできないかと思います。そういう意味では表現の中に「地域の町会」という言葉も入れていただきたいと考えます。

【久保会長】

「地域住民」という言葉に町会も含めてお示ししましたが、別に組織を表す表現も入れていただけたらという事であります。

【藤原修身委員】

具体的な例で申し上げますと、公民館の有料化について議論するにあたり、各市民センターで地域住民への説明会がありましたが、事前に町会への説明がなかったため、地域の方から町会へ問い合わせがあっても答えることができなくて困ったという事例がありました。そのような事例も踏まえて、「地域の町会」という表現も入れていただけたらという事であります。

【久保会長】

趣旨はよく理解できました。そうすると保護者の場合も PTA の組織を事前に通してということになるのでしょうか。

【中牟田委員】

PTA は学校単位なので学校のほうで調整がつくと思いますが、関連団体の「青少年指導員協議会」や「市こ連」の委員構成については各校区からの選出となっているため、「町会」組織と関連してくると思いますがいかがでしょうか。

【久保会長】

この部分について何か適切な表現はございますでしょうか。

【今西委員】

「町会等地域住民組織」という表現はいかがでしょうか。

【久保会長】

ご指摘の点については理解できましたので、具体的な表現の仕方については一旦お預かりしたうえで、次回までに改めてお示ししたいと思います。他でございますでしょうか。

【藤原修身委員】

先ほど今後のスケジュールについて確認しましたが、基本方針の内容や今後の進め方等については、地域住民へ説明する前に、町会連合会の校区長会議等の場を通じて事前にご報告いただきたいと思います。

【久保会長】

今のご要望について、事務局いかがですか。

【高井総務課長】

そのように受け止めさせていただきます。実際の地域住民への説明については、市民協議会を通じてのご案内になるかと考えています。

【久保会長】

全体を通してはいかがでしょうか。いくつかの修正点はございますが、基本的には本日の会議で「はじめに」から「おわりに」まで概ね合意頂いたと捉えさせていただきます。またこの後にご意見等が出てきましたら、本日の会議終了後でも結構ですので、事務局を通しておっしゃっていただけたらと思います。それでは最後の議題（３）について事務局から説明をお願いします。

【井上総務課参事】

（次回開催スケジュール等について説明）

【久保会長】

それではこれで第 7 回岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会を閉会いたします。皆さまありがとうございました。

本会議録に相違ないことを認め署名する。

会 長

副 会 長

署名委員
